



富山労働局委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

対応はお済みですか？

同一労働同一賃金 事業所向け実践セミナー

参加費
無料

令和3年4月より、中小企業における「同一労働同一賃金」がスタートします！

それに伴い、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止され、非正規社員からの求めに応じた待遇差に関する説明が義務となります。賃金制度や就業規則の見直しや、待遇差の説明準備など、対応はお済みでしょうか？

そこで、働き方改革推進支援センター富山の専門家(社会保険労務士)を講師として、事業者の皆様が同一労働同一賃金に向けて必要となる対応について、ワークを交えて学べる少人数ワークショップを開催します。

日程：令和2年11月25日（水）14:00～15:30

場所：五叉路クロスファイブ 2階 研修室1
（下新川郡朝日町泊418番地）

対象：中小企業の経営者、小規模事業者、人事・労務担当者 等

定員：13名 ※先着順

お申込
方法

① 電話 0765-83-2280
② FAX 0765-83-2282

お申込
締切

令和2年11月18日（水）

お問合せ

朝日町商工会

令和3年4月1日「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業に適用

働き方改革！

「同一労働同一賃金」 準備できていますか？

1 パートだから…契約社員だから…という理由で、
正社員と比べて、こんな差を設けていませんか？



2 非正規労働者に、正社員との待遇差について説明が
できますか？

参加申込書

FAX送信先：朝日町商工会 0765-83-2282

事業所名		ふりがな 参加者名	
住所			
電話		E-mail	

【個人情報取扱いについて】

ご記入いただきました個人情報は、本事業の運営以外には使用いたしません